

令和5年度

第2回豊後高田市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年5月8日(月)午前10時00分

場 所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 12名 欠席委員 1名

議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	○	11	河野 三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野 孝也	○	12	市成 信正	○
3	河野 利治	○	8	野間 保廣	○	13	和泉 陣	○
4	川野元憲司	○	9	宗 一則	○			
5	中野 正年	×	10	内田 勝夫	○			

農地利用最適化推進委員 10名

永野次郎委員 筒井正之委員 仲井光吉委員 河野秀行委員 岩坂信也委員
尾上慎一委員 田中健市委員 平田富和委員 板井伸博委員 秋成淳委員

事務局職員 4名

事務局長 塩崎康弘 総括主幹 伊藤康輔 主幹 近藤秀英
真玉分室長 植田克己

会議に付した事件

- 議案第7号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第8号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第9号 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- 議案第10号 農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付（案）について・・・別紙
- 議案第11号 非農地証明願について

報告事項

- (1) 農地所有適格法人定期報告について

その他の事項

開会 午前10時00分

局 長	皆さん、おはようございます。 最初に、令和5年度第2回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。 農業委員総数13名中、本日の出席委員12名、欠席委員1名で、過半数を超えております。 従いまして、農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。 なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく願います。
議 長	皆さんおはようございます。 大型連休も終わり、昭和の町は、大変な人出で賑わいでした。私も大分市の友人が5月5日の午後、大分銀行跡地で尺八等のサークルの会があり、2時間程度でしたが、入れ替わり、観光客がお出になり大変な賑わいでした。 政府は、今日からコロナ感染症の位置づけを、5類へ移行し、医療費も自己負担となり、第9波が起こると懸念されます。さらに気を付けましょう。それから、農業委員、推進委員の改正に伴う、募集もほぼ出そろいつつあり、大多数の方が継続との報告でした。ありがとうございます。 それから、3年間、一度も研修会が開催できませんでしたが、後程事務局から提案されますが、宮崎方面を計画しておりますので、全員のご参加方をお願い申し上げます。 それでは、令和5年度第2回豊後高田市農業委員会総会を開会致します。開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。 慣例により、議長に一任したいと思います。ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。 よって、議事録署名委員に、1番：佐々木弘幸委員及び2番：友延都茂子委員にお願いします。 なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。 それでは議事に入ります。 議案第7号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。
事務局	議案第7号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。それでは、1ページからです。 申請番号10番、所在が■■■■字■■■■番■■、地目は畑、面積が4,440

m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 11 番、所在が[]字[]番外[]筆、地目は畑、合計面積が 559 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 12 番、所在が[]字[]番外[]筆、地目は畑、合計面積が 9,757 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、親から子への経営移譲で贈与するものであります。

申請番号 13 番、所在が[]字[]番外[]筆、地目は畑、合計面積が 1,040 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 14 番、所在が[]字[]番[]、地目は畑、面積が 443 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、経営の効率化のための農地の交換であります。

申請番号 15 番、所在が[]字[]番[]、地目は畑、面積が 93 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、経営の効率化のための農地の交換であります。

申請番号 16 番、所在が[]字[]番[]、地目は畑、面積が 238 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 17 番、所在が[]字[]番[]、地目は畑、面積が 843 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。

申請番号 18 番、所在が[]字[]番外[]筆、地目は田、合計面積が 909 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、経営の効率化のための農地の交換であります。

申請番号 19 番、所在が[]字[]番[]、地目は田、面積が 1,080 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、経営の効率化のための農地の交換であります。

申請番号 20 番、所在が[]字[]番外[]筆、地目は田、合計面積が 2,020 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 21 番、所在が[]字[]番外[]筆、地目は田及び畑、合計面積が 1,992 m²、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

	以上、申請事案は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。 ご審議の程よろしくお願いします。
議 長	事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、許可することに決しました。次に、議案第8号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可について審議を行います。事務局から提案します。
事務局	農地法第5条の規定による所有権移転の許可について、次のとおり、申請がありましたので意見を求めます。議案書の6ページをご覧ください。 申請番号4番、申請地は、 字 番 で、地目は畑、面積が295㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。 転用目的は駐車場用地です。 申請地は、市役所 の北西約 kmに位置し、国道213号線から県道 線を北に向かい約 mの畑で、北西は 、北東は 、南東は を挟んで 、南西は に接しています。 利用計画についてですが、譲受人は、申請地の隣接地に居住する会社員で、自宅に駐車場がないため申請地を購入し、駐車場として整備する計画です。 申請地に碎石を敷き、周囲を石積みで囲う計画です。 土砂等の流出や崩壊の恐れはなく、営農に支障をきたす恐れはないものと考えられます。雨水排水は、自然浸透により処理する計画です。 申請者は、このほか、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。 また、農地法以外に、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。 転用に要する費用は、土地取得費と工事費として 円を見込んでおり、預金で賄う計画で、費用を超える残高が記載された残高証明書が添付されています。 工事期間は、許可後から令和5年7月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。 許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のオの(イ)で、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る

事業の目的を達することができない場合に該当します。

申請番号5番、申請地は、[]字[]番と[]番、地目は畑、合計面積1,379㎡の農地で、都市計画の用途指定がされており、第1種中高層住居専用地域で、農地区分は第3種農地です。転用目的は、太陽光発電施設用地です。

申請地は、市役所[]の北東約[]mに位置し、市道[]線の[]川に架かる[]橋付近から、西に[]を[]mほど入ったところにあり、南と東と北が[]を挟んで耕作されていない農地に接し、西が[]に接しています。

譲受人は、市内の会社役員で、申請地を購入し、譲受人所有の隣接する山林とあせて、太陽光パネル324枚、面積533㎡、発電出力90.7kwの太陽光発電施設を整備する計画です。

盛土せず、敷地内を整地する計画で、土砂の流出や崩壊の恐れはなく、隣接農地への影響はないものと考えられます。

雨水は、自然浸透式の側溝を、申請地内の北側に設置し処理する計画で、計画に対応する雨水の流量計算書が添付されています。

申請者は、現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他、行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費として[]円を見込んでおり、自己資金で賄う予定で、残高が確認できる通帳の写しが添付されています。

また、九州経済産業局の事業計画認定通知書の写し、及び九州電力株式会社からの工事費負担金の請求書の写しが添付されています。

工事期間は、許可後から令和5年12月31日までを予定しており、転用行為は確実に行為されると判断できます。

許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のエの(イ)で、第3種農地は許可することができるに該当します。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局による現地調査、及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員、及び農業委員の意見をいただきたいと思います。

申請番号4番につきまして、板井伸博推進委員から意見を頂きたいと思えます。

板井伸博
推進委員

申請番号4番につきましては、去る4月24日、事務局と友延委員、私とで現地確認を行いました。いま、事務局からも説明のとおりで、特に問題はないと思われます。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。

	同じく、現地確認をして頂きました、2番：友延委員から意見があればお願い致します。
2番： 友延委員	事務局と板井推進委員の説明とおり、何も問題はございません。よろしくお願い致します。
議 長	はい、ありがとうございました。 次に、申請番号5番につきまして、筒井正之推進委員から意見を頂きたいと思います。
筒井正之 推進委員	はい、それでは申請番号5番について、4月24日に、農業委員会、農業委員、そして私の関係者で、現地確認の調査を行った結果、当該用地については、全体が竹林となっており、先程事務局の説明がありましたとおり、問題はないかと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。
議 長	はい、ありがとうございました。 同じく現地確認をして頂きました、3番：河野委員からも意見があればお願い致します。
3番： 河野委員	はい、先程から事務局、筒井委員からも説明がありましたとおり、竹林であり、第3種農地という事で、太陽光発電を設置するにあたるには、別に問題はないと思われます。以上です。
議 長	はい、ありがとうございました。 地元委員の意見では問題はないとの事ですが、これに、ご意見、ご質問ございませんか。
	(ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可する事に、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしであります。本案は、原案のとおり、許可する事に決しました。 次に、議案第9号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局からお願い致します。
事務局	議案第9号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。 農用地利用集積計画を策定するために、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき審議を求めます。

	それでは、集積表が 26 ページにありますのでご覧ください。 表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 56,727 m²、畑の面積が 90,712 m²の合計面積が 147,439 m²で、利用権を設定する農家数 45 件、利用権の設定等を受ける農家数 13 件で、利用権等の種類別面積のうち、賃貸借に係る面積 35,688 m²、使用貸借に係る面積 111,751 m²です。 詳細につきましては、議案書 8 ページから記載していますので、ご覧ください。以上、提案します。
議 長	はい、ただいまの提案につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを認める事に、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認める事に決しました。 次に、議案第 10 号、農業地利用集積等促進計画に係る農用地貸付案についての審議を行います。事務局から提案いたします。
事務局	議案第 10 号、農用地利用集積等促進計画に係る農用地貸付案についてありますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る農用地利用集積等促進計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。 お手元に配布してあります別紙、貸付調書についてあわせてご覧ください。 議案書の 11 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。 別紙の農用地貸付調書をご覧ください。 1 ページ目で、借受者■■■■■■■■■■に 2 件の合計面積が 4,762 m²の貸し付けが示されています。 2 ページ目で、借受者■■■■■■■■■■さんに 1 件の面積が 793 m²の貸し付けが示されています。 3 ページ目で、借受者■■■■■■■■■■に 3 件の合計面積が 4,734 m²の貸し付けが示されています。 4 ページ目で、借受者■■■■■■■■■■に 1 件の面積が 1,014 m²の貸し付けが示されています。 5 ページ目で、借受者■■■■■■■■■■に 4 件の合計面積が 6,815 m²の貸し付けが示されています。 6 から 10 ページで、借受者■■■■■■■■■■に 59 件、合計面積が 76,108 m²の貸し付けが示されています。

	11 ページ目で、借受者■■■■■に 6 件、合計面積が 11,392 m²の貸し付けが示されています。 12 ページ目で、借受者■■■■■さんに 3 件、面積が 3,030 m²の貸し付けが示されています。 13 ページ目で、借受者■■■■■に 1 件、面積が 1,342 m²の貸し付けが示されています。 14～15 ページで、借受者■■■■■に 22 件、合計面積が 43,968 m²の貸し付けが示されています。 16 ページで、借受者■■■■■に 1 件、面積が 2,379 m²の貸し付けが示されています。 以上、提案します。
議 長	はい、ただいまの提案につきまして、ご意見ご質問のある方ございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを認める事に、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって、本案は原案のとおり、認める事に決しました。 次に、議案第 11 号、非農地証明願についての審議を行います。事務局から提案いたします。
事務局	議案第 11 号、非農地証明願についてです。議案書 28 ページからをご覧ください。 申請番号 3 番、所在が■■■字■■■■番、地目は畑、面積 2,223 m²、申請人は、■■■の■■■さんです。 申請の内容は、昭和 62 年に鶏舎を建てて現在にいたっており、今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 申請番号 4 番、所在が■■■字■■■■番■■■、地目は畑、面積 480 m²、申請人は、■■■の■■■さんです。 申請の内容は、昭和 55 年頃農業用倉庫を建築し、現在も利用されている土地で、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 申請番号 5 番、所在が■■■字■■■■番外■■■筆、地目は畑、合計面積 28,189 m²、申請人は、■■■の■■■さんです。 申請の内容は、亡父が、平成元年頃みかん栽培をやめて、クヌギとヒノキを植林したということで、現況のとおり、地目変更を行ないたいということ

	です。 現地確認したところ、申請どおり非農地として認められると考えます。 申請番号6番、所在が■■■字■■■番■■■外■■■筆、地目は田及び畑、合計面積1,991㎡、申請人は、■■■の■■■さんです。 申請の内容は、平成22年に亡くなった父から相続したが、それ以前から耕作できず、山林及び原野化してしまったとのことで、現況のとおり、地目変更を行ないたいということです。 現地確認したところ、■■■番■■■と■■■番■■■については原野、■■■番■■■と■■■番■■■については山林として現況が認められます。以上です。
議 長	はい、事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとの事ですが、ここで地元の6番：神田委員から意見をいただきたいと思います。
6番： 神田委員	はい、事務局からの報告のとおり、非農地として認められると思います。以上です。
議 長	はい、ありがとうございました。 申請番号4番につきまして、筒井正之推進委員から意見をいただきたいと思います。
筒井正之 推進委員	それでは、申請番号4番につきまして、4月24日に農業委員会、農業委員、そして私の関係者で、現地を確認調査をした結果、現在、農業倉庫が建っており、非農地として認められます。地目変更については、先程事務局より説明があったとおり、特に問題はないかと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。
議 長	はい、ありがとうございました。 同じく、現地確認をして頂きました、3番：河野委員からも意見があればお願い致します。
3番： 河野委員	はい、去る4月24日、事務局、筒井委員と現地確認しました。事務局の説明とおり、農業用倉庫が建っており、非農地として判断して大丈夫と思います。以上です。
議 長	はい、ありがとうございました。 次に、申請番号5番、6番につきまして、秋成淳推進委員から意見をいただきたいと思います。
秋成淳 推進委員	はい、先月の24日に、事務局、そして市成委員と現地確認を行いました。先程の事務局の説明とおり、5番の方は、全て山林化しておりました。6番の方は、現況、原野と山林に分かれた形になっておりました。ご意見ご協議のほど宜しく願いいたします。

議 長	はい、ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました、12 番：市成委員からも意見があればお願い致します。
12 番： 市成委員	去る 24 日に、現地確認に、事務局と秋成推進委員と現地確認をしましたところ、5 番につきましては、もう全部、ヒノキとクヌギが植林されています。6 番については、原野と山林に分かれて、山林に出来ない所を、原野にして問題ないとなっております。よろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございました。 地元の委員の意見では、問題ないとの事ですが、これにご意見、ご質問のある方ございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、これを許可する事にご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしであります。よって本案は、原案のとおり、認めることに決しました。 続きまして報告事項に入ります。 報告事項 1、農地適格法人定期報告について事務局から報告します。
事務局	報告事項 1、農地所有適格法人定期報告について、次のとおり、報告書の提出がありましたので報告します。30 ページになります。 報告のあった農地所有適格法人は、XXXXXXXXXXです。要件確認書については、別紙のとおりで、農地所有適格法人の要件をすべて満たしています。以上です。
議 長	この件について、ご質問等はございませんか。 (ありませんの声)
議 長	ないようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。 これをもちまして、令和 5 年度豊後高田市農業委員会第 2 回総会を閉会します。 お疲れ様でした。 それでは事務局より、事務連絡等がありましたらお願いします。

その他の事項（別紙配布）

農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について
先進地視察研修について
次回（第3回）総会について

午前 10 時 45 分

令和 5 年 5 月 8 日